

20歳になつたら 国民年金

〔国民年金保険料額が変わります〕

平成30年度の保険料額は月額16,340円(前年度比150円減)です。

割引のある前納制度をぜひご利用ください。

〔学生納付特例制度〕

20歳以上のかたは必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、国民年金保険料を払うのが難しい」というかたのために、社会に出てから後払いできる制度です。

・対象となるかた

各種学校(海外の大学など、対象とならない学校もあります)で1年以上の課程に在籍しているかたで、前年所得による制限があります。

・承認されると

10年間まで納付が猶予され、その間はさかのぼって納付(追納)することができます。

猶予された期間は年金の受給資格期間に算入されます。申請をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障害や死亡といった不測の事態に年金が受けられない場合があります。

・承認期間

申請時点から2年1か月前までの期間についてさかのぼって申請できます。複数年度の申請をする場合は、年度毎に1枚の申請が必要です。

・申請に必要なもの

学生証や在学証明書または卒業期限が1年以上の過程であることを証明するもの。

ご注意ください

納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間(最低10年以上)には算入されますが、追納しないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乗せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなります。

問合せ 秩父年金事務所

☎27・6560

町民生活課

保険年金担当

☎62・1232

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

平成30年度の土地・家屋にかかる固定資産税は、平成30年1月1日の現況によって課税されます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿は、この現況による評価額などが記載されています。

この機会に、ご自分の固定資産が適正な評価であるか確認してください。

期間 4月2日(月)～5月31日(木)

時間 午前8時30分～午後5時15分
※閉庁日を除く

場所 税務課(⑦番窓口)

手数料 無料

対象 土地価格等縦覧帳簿
土地の固定資産税納税者
家屋価格等縦覧帳簿
家屋の固定資産税納税者

持ち物 運転免許証など納税者本人を確認できるもの

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461

ふるさと納税の返礼品 を募集します

町では、ふるさと納税(町に対する寄附金)をいただいたときに、お礼に特産品をお届けしたり、実際に足を運んでもらえるよう、施設などのサービス利用券をお送りしています。

町内の商業活性化とふるさと納税の充実のために、随時、返礼品を募集しています。町内事業所などの皆様のご協力をお願いします。

なお、応募にあたっては募集要項を定めていますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

対象 町内に事務所、事業所を有する企業、団体

問合せ 総務課 財務担当 ☎62-1231